

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第2章附属書
2-A第3編の日本国の関税率表第B節の17(a)(ii)の証明書（TRQ-16に係
る試験開発証明書）の取扱いについて

30政統第1499号
平成30年12月21日
政策統括官通知

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU協定」という。）第2章附属書2-A第3編の日本国の関税率表第B節の日EU協定の全ての締約国向け関税割当て（TRQ）に掲げるTRQ-16砂糖の製品の試験及び開発に関する証明書（以下「試験開発証明書」という。）については、下記により取り扱うこととし、詳細については農林水産省ホームページにて別に公表することとする。

記

1 申請先

農林水産省政策統括官付地域作物課とする。

2 証明書の有効期間

4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、証明書の発給日が4月2日以降の場合は、証明書に記載された期間とする。

3 提出期間及び提出時間

農林水産省ホームページにて別に公表する。

4 証明対象物品

日EU協定第2章附属書2-A第3編の日本国関税率表第B節の日EU協定の全ての締約国向け関税割当て（TRQ）に掲げるTRQ-16砂糖の（c）に規定する品目に該当する原産品であって、関税定率法別表第1701.12号、第1701.14号の1の（1）、第1701.14号の2、第1701.91号および第1701.99号に掲げる物品、同表第1702.90号の1に掲げる物品（分蜜糖に限る。）、同号の2に掲げる物品（分蜜糖のものに限る。）、第1702.90号の5の（2）のA及び第2106.90号の2の（2）のA（分蜜糖のものに限る。）に掲げる物品のうち、輸入時において一般に販売されていない製品の開発又は試験的な製造・販売（以下「新商品の試験開発等」という。）を目的として輸入する物品。

5 申請者の資格

4に掲げる物品を輸入し、使用することが確実と認められる法人または個人。

6 提出書類

提出書類は、次に掲げる書類とする。ただし、前年度において試験開発証明書の発給を受けた者であって、申請時点において、（4）の書類の内容に変更のない場合においては、（4）の書類の添付を必要としない。

- （1）試験開発証明願（別記様式1）
- （2）試験開発計画書（別記様式2）
- （3）残余数量破棄に係る誓約書（別記様式3）
- （4）法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票）

7 申請内容に係る審査

政策統括官は、6に定める申請書類について、計画内容が真正かつ適切な内容となっているのか確認し、申請に係る物品が新商品の試験開発等に使用されるものと認められる場合には、申請者に試験開発証明書を発給するもの

とする。

申請数量に対する割当基準及び配分結果の通知等については、経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第5条の規定に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく割当ての対象となる砂糖の関税割当てに関する事項を定めた関税割当公表の第7、第8、第9及び第12に準ずるものとする。

なお、政策統括官は、必要に応じて申請者に対しヒアリングを実施することができるものとする。

8 審査結果に基づく申請書類の修正

政策統括官は、7に定める申請内容に係る審査を踏まえ、申請者に対し申請書類の修正を求める場合がある。また、修正された申請書類の提出期間については、農林水産省ホームページにて別に公表する。

9 試験開発証明書の発給

試験開発証明書の発給日等については、農林水産省ホームページにて別に公表する。

10 独立行政法人農畜産業振興機構との売買契約の遵守

申請者は、4に掲げる物品を本邦に輸入し保税地域に搬入してから通関手続を行うまでの間に、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）と砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づき、当該物品について売買契約を結ぶものとする。

11 試験開発計画終了の報告及び確認

（1）申請者は、当該物品を使用する新商品の試験開発等が終了した場合は速やかに、「試験開発計画終了報告書（別紙様式4）」（以下「報告書」という。）を政策統括官に提出するものとする。なお、当該開発又は製

造・販売が複数年度に渡って実施される場合は、年度末毎に報告書を提出するものとする。

- (2) 申請者は、政策統括官による（1）の規定による試験開発計画終了の報告及び確認並びに当該物品の全部又は一部について新商品の試験開発等以外への使用（以下「計画外使用」という。）が無いことの確認がなされた場合には、糖価調整法施行令（昭和40年政令第282号。以下「糖調法施行令」という。）第4条に基づき、機構との売買契約の解除及びこれによる調整金の還付を受けることができるものとする。
- (3) （1）の規定による報告書の提出を受けた政策統括官は、その報告書の内容を確認し、実地確認が必要と認める場合は、機構に対し、報告書の内容を情報提供するとともに、工場等の実地確認の補助を機構に依頼する。
- (4) 機構は、当該実地確認を実施し、政策統括官に報告する。
- (5) 申請者は、提出された報告書に基づき機構が行う（3）の実地確認に協力するとともに、以下の項目について確認することのできる書類（契約書の写し等）を、政策統括官による試験開発計画終了の確認がなされるまで保管しておかなければならないものとする。
- ① 機構との売買契約年月日および売買契約数量
 - ② 通関年月日および通關数量
 - ③ 当該指定糖の使用履歴（年月日、数量、用途、使用者等）
 - ④ 残余数量破棄を証明するもの

12 当該物品が計画外使用されていた場合の対応

- (1) 11の試験開発計画終了の報告及び確認によって、当該物品の全部又は一部について試験開発計画書とは異なる使用がなされていたことが発覚した場合、申請者が虚偽の報告を行ったものとみなし、申請者が当該計画に基づいて輸入をした当該物品の全量について、糖調法施行令第4条に基づき機構との売買契約が解除される場合に該当しなくなるものとする。

- (2) また、(1)の場合、政策統括官は税関に対し、当該物品について計画外使用がなされていた旨の報告を行うものとし、申請者は、当該計画に基づいて輸入した当該物品の全量について、税関の指示に従うものとする。
- (3) 申請者は、当該物品の全部又は一部について計画外使用を行っていたことが発覚した年度の翌年度については、試験開発証明書の発給を受けることができないものとする。

13 その他

- (1) 試験開発証明願の提出部数は2通とし、他の申請書類の提出部数は1通とする。
- (2) 試験開発証明書の有効期間については、試験開発証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- (3) 試験開発証明書の発給及び試験開発計画終了の確認に当たり、必要な書類の提出を別途求めることがある。